

## スティグマを負う人々にとっての「地域」に関する一考察

### —犯罪加害者家族へのインタビュー調査から—

大阪大学大学院 人間科学研究科 高橋 康史 (8243)

キーワード：地域、スティグマ、社会的排除

#### 1. 研究目的

本報告は、スティグマを負う人々にとって「地域」はいかなる存在なのかについて、犯罪加害者家族が置かれている状況を通して考察を試みる。そして、地域福祉（社会福祉）実践におけるスティグマを負う人々への支援について検討することが最大の目的である。

地域福祉に関する実践においては、あらゆる困難を抱える人々への支援を推進することを含めて地域福祉力の向上を目指し進められている。

しかしながら、必ずしも「地域」は困難を抱える人の協力者になるわけではない。R.Pinker は、最も傷つきやすく、不利な立場にあって、かつスティグマ化されているクライエントは、ソーシャルワークのコミュニティ基盤モデルにおいては、きわめて危険な状態に置かれることとなると主張している。なぜならば、このように人びとはその地域の行動規範にたいする最大の攻撃になるという理由によって、地域コミュニティから拒絶される場合が多くなるからである（National Institute for Social Work 1982=1986）。

一方で、スティグマには付与された者が社会から排除される力を持つという（藤澤 1992）。このようなスティグマが持つ社会的排除の力を捉えるとき、ヨーロッパの社会政策にあるような不平等への着目だけでなく、ラベリング理論にもとづく社会的相互作用場面における排除に注目できる。実際に、本報告の事例として取り上げる犯罪加害者家族に関する先行研究からは、家族が罪を犯すことによって、他者とりわけ近隣住民との関係性が悪化することが明らかになっている（佐藤 1989）。

以上を踏まえると、スティグマを負う人々にとって「地域」はいかなる存在なのかを問うために、犯罪加害者家族が地域住民との相互作用を中心とした社会的相互作用場面においてどのように「排除」されいくのかを検討していく必要がある。それを通じて、スティグマが付与されることによる社会的排除のプロセスを明らかにすることが求められる。

#### 2. 研究の視点および方法

上記にあるような問いについて答えるために、諸外国における先行研究をもとに理論的枠組みを整理したうえでインタビュー調査とその分析を行った。ここでの主要な理論的枠組みは、上述してきたような社会的相互作用について注目するために、自らの属性をめぐる「情報の管理」や「自己呈示」を活用した。インタビュー調査は、NPO 法人 World Open Heart の協力のもと行っている。

### 3. 倫理的配慮

インタビューについては「日本社会福祉学会研究倫理指針」に従い、調査を進めた。

調査の手続きは以下のような手順で進めた。インタビューの協力者に対し、「加害者家族へのサポートに関する調査についてのご家族への説明書」をもとに研究の主旨や個人情報等の管理等を説明した上で、遵守する事項をまとめた「誓約書」を手渡し、そして「調査協力確認書」に協力者に署名してもらった。その時に「同意撤回書」を手渡し、調査協力の同意の撤回がいつでもできるよう配慮した。これらの手続きやインタビューにかかる書類については、報告者が所属していた桃山学院大学大学院における社会学研究科委員会の承認を得ている。

### 4. 研究結果

インタビュー調査から、犯罪加害者家族の置かれている現状について二つの特徴が明らかにされた。

第一に、戦略的な情報の管理を行っていない家族は、自己の情報を他者に知られる恐怖心から、自己呈示への強い抵抗感を持っていた。そして、自己呈示への強い抵抗感によって社会関係から自発的に撤退するという社会的排除のプロセスが見られた。

第二に、戦略的な情報の管理を行っていた家族は2つの基準をもとに自己呈示を行っていた。それは一つ目に、自己呈示を試みる他者との関係性、二つ目に、居住する場所や集団の特性である。特に二つ目については、所属する集団やコミュニティが「噂話化」しにくい性質を持ち自己の属性を詮索しない環境において、家族の戦略的な自己呈示が確認された。なお、具体的な研究結果については別途資料を当日配布する。

### 5. 考察

発表当日は、「地域」がスティグマを負う人々の社会資源となり得るのかについて議論を行う。その際、研究結果で示した犯罪加害者家族の置かれている現状から、地域福祉が持つ「排除性」に注目し考察を試みる。なお、具体的な考察内容については別途資料を当日配布する。

### 文 献

藤澤三佳（1992）「スティグマとアイデンティティに関する一考察—精神病患者会の会報の分析から—」

『社会学評論』42(2), 日本社会学会, pp.374—389.

National Institute for Social Work（1982）*Social Workers-Their Role and Tasks*, (=1986, 小田兼

三訳『ソーシャルワーカー—役割と任務：英国バークレー報告』第2刷, 全国社会福祉協議会)

佐藤典子（1989）「受刑者の受入環境の実態と問題点」『犯罪社会学研究』第14号, 日本犯罪社会学会,

pp.4—22.